

1990年7月

メンバー各位**船荷証券 (B/L) : 本船で搬送される一通の B/L 原本をもってする貨物の引き渡し
(Bills of Lading : Delivery of Cargo against One Original Bill of Lading carried on Board)**

1979年4月および1984年3月国際P&Iグループ加盟クラブの発行したサーキュラーで、各クラブの理事会が特に別途決定せぬ限り、B/Lの提出なくして貨物を引き渡したことにより生じる責任はグループ所属クラブのルールでは担保されないと指摘していることをご想起いただきたい。特に1984年3月のサーキュラーでは、一通のB/L原本を航海中本船にとどめおき、それをもって揚げ地で貨物を引き渡すという慣行に付きものの危険につき警告申し上げた。

それ以来、紙のB/L原本三通に依拠した貨物の取り引きを続けることに付随する不都合な法的および商業的側面を改善するため関係当事者は努力を重ねてきた。海上貨物運送状(Seaway Bill)の使用の増加や電子データ交換の発達の可能性が、これらの問題解決の見込みを増している。しかし世界のどこでも用いることのできるシステムはまだ案出されておらず、三通一組のB/L原本の一通を船長が本船に保管し、貨物の引き渡しはそのB/Lに対して行うことが今も一般的であることはご承知であろう。この慣行によればB/L原本の提示なしに貨物を引き渡すという事態は避けることができても、これで船主が誤渡しのクレームから守られることになるとは必ずしも言えない。

(三通)一組のB/L原本が発行されている場合、貨物の所有権の移転にはその中の一通の裏書き譲渡で十分である。一組のB/Lのうち残りの原本(三通のうち二通)が本船の航海中に当事者間で流通している場合、船上に保管されている一通のB/L原本に対し引き渡しを要求する当事者は、他の当事者に譲渡された残り二通のB/L原本との関係においても、貨物の所有権を得ることにはならないという危険が残る。従って本船で搬送されたB/Lと交換に貨物を引き渡しても、それが誤渡しとなり、裁判の管轄地によっては船主はそのような誤渡しに基づくクレームに対し有責とされ得る。誤渡しのクレームで提訴されれば、その裁定額は貨物の代価全額ともなるであろう。

末尾に署名する諸クラブは、各位に差し上げた以前の勧告、すなわち一組のB/L原本のうち一通を本船で搬送するようにとの要請には応じないようにとの勧告をここに繰り返したい。商業上の理由からこの慣行に同意せざるを得ないとお考えになる場合には、次の文言をB/L原本全通に目立つように裏書きすることをお勧めする。

「B/L原本の一通が本船にとどめ置かれるべきこと、および同B/L原本に対する貨物の引き渡しは荷主・用船者の指示により適正に行われたものとされるべきことを、ここに追認する。」

この裏書きは、発行全通に足りない通数のB/Lで貨物を購入する全関係当事者に対して、船上に保管する一通のB/L原本と引き換えに貨物が引き渡され得ることの通知となるゆえ、この慣行の危険を減じることができるだろう。

B/L 原本が本船で搬送される場合、それが唯一の原本であるか数通を一組とする原本の内の一通であるかを問わず、船長は、目的地で B/L を手渡すべき当事者を正しく確認するために最大の注意を払わねばならない。正しい当事者に B/L を渡し損ねた場合にも貨物の誤渡しに対するクレームが発生し得る。

以上